

本文書は、日本企業の中対投資の参考に供するために、曾我法律事務所(現シテューワ法律事務所、以下「当事務所」)が作成し、PDFファイル形式で公開したものです。本文書に関し発生する著作権は当事務所に帰属しますが、ヘッダーを含め本文書の内容及びPDFファイルのデータを改変せずに配布又は印刷される場合には、当事務所の承諾は不要です。それ以外の場合には事前に当事務所にご相談下さい。

「中華人民共和国商標法」の改正に関する決定
(2013年8月30日第12期全国人民代表大会常務委員会第4回会議採択、
2014年5月1日施行)

第12期全国人民代表大会常務委員会第4回会議において、「中華人民共和国商標法」に対し次のような改正をする旨を決定した。

- 一、第4条第1項及び第2項を統合し、「自然人、法人又はその他の組織は、生産経営活動にあたり、自身の商品又は役務について商標専用権を取得する必要がある場合には、商標局に対して商標登録を出願しなければならない。」に改める。
- 二、第6条を「法律又は行政法規の定めにより登録商標を使用しなければならない商品については、商標登録を出願しなければならない、登録の承認を経していない場合には、市場において販売してはならない。」に改める。
- 三、第7条に一項を加え、第1項「商標の登録出願及び使用にあたっては、信義誠実の原則に従わなければならない。」とする。
- 四、第8条を「自然人、法人又はその他の組織の商品を他人の商品と区別することができる一切の標章は、文字、図形、アルファベット、数字、立体標章、色彩の組合せ及び音声等、並びにこれら要素の組合せを含め、いずれも商標として登録を出願することができる。」に改める。
- 五、第10条第1項第(一)号から第(三)号までを次のように改める。
 - 「(一) 中華人民共和国の国家名称、国旗、国章、国歌、軍旗、軍の紋章、軍歌、勳章等と同一又は類似のもの、及び中央国家机关の名称、標章、所在地の特定場所の名称又は象徴的建造物の名称又は図形と同一のもの
 - (二) 外国の国家名称、国旗、国章、軍旗等と同一又は類似のもの。但し、当該国政府の同意を経ている場合を除く。
 - (三) 政府間国際組織の名称、旗、徽章等と同一又は類似のもの。但し、当該組織の同意を経ている場合又は公衆を容易に誤導しない場合を除く。」第1項第(七)号を「(七) 欺罔性があり、商品の品質等の特徴又は産地について、公衆をして容易に誤認を生じせしめるもの」に改める。
- 六、第11条第1項第(二)号中の「仅仅」を「仅」に改める¹。
 - 第1項第(三)号を「(三) その他顕著な特徴を欠くもの」に改める。
- 七、第13条に一項を加え、第1項「関連する公衆によく知られた商標について、所有者は、その権利が侵害を受けたと認めた場合には、本法の規定により馳名商標保護を請求することができる。」とする。
- 八、第14条を次のように改める。

¹ 訳注：中国語表記上の問題であって、意味への影響はない。

「馳名商標は、当事者の請求に基づき、商標関係事件を処理する際に認定を要する事実として認定を行わなければならない。馳名商標を認定する場合には、次に掲げる要因を考慮しなければならない。

- (一) 関連する公衆の当該商標に対する認知度
- (二) 当該商標の使用の継続期間
- (三) 当該商標の一切の宣伝活動の継続期間、程度及び地理的範囲
- (四) 当該商標が馳名商標として保護を受けた記録
- (五) 当該商標が周知であることに係るその他の要因

商標登録の審査及び工商行政管理部門による商標違法事件の調査処理過程において、当事者が本法第13条の規定により権利を主張する場合には、商標局は、審査及び事件処理の必要に応じ、商標の周知状況について認定をすることができる。

商標紛争処理の過程において、当事者が本法第13条の規定により権利を主張する場合には、商標評審委員会は、事件処理の必要に応じ、商標の周知状況について認定をすることができる。

商標の民事及び行政事件の審理過程において、当事者が本法第13条の規定により権利を主張する場合には、最高人民法院が指定した人民法院は、事件審理の必要に応じ、商標の周知状況について認定をすることができる。

生産者又は経営者は、「馳名商標」の文字を商品、商品の包装若しくは容器に用い、又は広告宣伝、展示及びその他の商業活動中に用いてはならない。」

九、第15条に一項を加え、第2項「同種の商品又は類似の商品について登録が出願された商標が、他人が先に使用している未登録の商標と同一であり、又は類似している場合において、出願人が当該他人と前項の規定以外の契約、業務取引関係又はその他の関係を有し、当該他人の商標の存在を明らかに知っていたときに、当該他人が異議を申し立てたときは、これを登録しない。」とする。

十、第18条を次のように改める。

「商標登録の出願又はその他商標に係る事項の処理については、自ら行うことも、法により設立した商標代理機構に委託して行うこともできる。

外国人又は外国企業が中国において商標登録を出願する場合及びその他商標に係る事項を処理する場合には、法により設立した商標代理機構に委託して行わなければならない。」

十一、第19条として次の一条を加える。

「商標代理機構は、信義誠実の原則に従い、法律及び行政法規を遵守し、被代理人の委託に従い商標登録出願又はその他商標に係る事項を処理しなければならないが、代理の過程において知り得た被代理人の商業秘密については、秘密保持義務を負わなければならない。

委託人が登録出願する商標について、本法の規定により登録してはならない事由が存在するおそれがある場合には、商標代理機構は、委託人に明確に告知しなければならない。

商標代理機構は、委託人が登録出願する商標が本法第15条及び第32条に定める事由に該当することを知り、又は知るべきである場合には、その委託を受けてはならない。

商標代理機構は、その代理サービスとして商標登録を出願する以外に、その他の商標を登録出願してはならない。」

十二、第20条として次の一条を加える。

「商標代理業界組織は、規約の規定に従って会員受入の条件を厳格に執行し、業界自律規範に違反する会員に対して懲戒を実施しなければならない。商標代理業界組織は、その受け入れた会員及び会員に対する懲戒状況について、遅滞なく社会に公表しなければならない。」

十三、第 21 条として次の一条を加える。

「商標の国際登録は、中華人民共和国が締結又は加盟する関係国際条約により確立された制度に従い、具体的な方法については国务院が規定する。」

十四、第 19 条及び第 20 条を統合して第 22 条とし、次のように改める。

「商標登録出願人は、所定の商品分類表に従い、商標を使用する商品の区分及び商品名称を記入し、登録出願を提出しなければならない。」

商標登録出願人は、一つの出願により、複数の区分の商品について同一の商標の登録を出願することができる。

商標登録出願等に関する書類は、書面又はデータ電文の方式により提出することができる。」

十五、第 21 条を第 23 条とし、「登録商標について、定められた使用範囲以外の商品において商標専用権を取得する必要がある場合には、登録出願を別途提出しなければならない。」に改める。

十六、第 23 条を第 41 条とする。

十七、第 27 条を第 28 条とし、「登録出願された商標に対し、商標局は、商標登録出願書類を受領した日から 9 か月内に審査完了しなければならない。本法の関係規定に適合する場合には、予備的査定公告をする。」に改める。

十八、第 29 条として次の一条を加える。

「審査過程において、商標局は、商標登録の出願内容について説明又は補正を要すると認めた場合には、説明又は補正をするよう出願人に要求することができる。出願人が説明又は補正をしない場合には、商標局による査定に影響を及ぼさない。」

十九、第 30 条を第 33 条とし、「予備的査定公告がなされた商標に対し、公告の日から 3 か月内に、本法第 13 条第 2 項及び第 3 項、第 15 条、第 16 条第 1 項、第 30 条、第 31 条若しくは第 32 条の規定に違反すると先行権利者若しくは利害関係者が認めた場合、又は本法第 10 条、第 11 条若しくは第 12 条の規定に違反するといずれかの者が認めた場合には、商標局に対して異議を申し立てることができる。公告期間が満了して異議がない場合には、登録を承認して商標登録証を交付し、かつ、公告をする。」に改める。

二十、第 31 条を第 32 条とする。

二十一、第 32 条を第 34 条とし、「出願を却下し、公告をしない商標について、商標局は、商標登録出願人に書面により通知しなければならない。商標登録出願人は、不服がある場合には、通知を受領した日から 15 日以内に、商標評審委員会に対して復審を請求することができる。商標評審委員会は、請求を受領した日から 9 か月内に決定を下し、かつ、出願人に書面により通知しなければならない。特段の事由があり延長を要する場合には、国务院工商行政管理部门の認可を経て、3 か月延長することができる。当事者は、商標評審委員会の決定に対し不服がある場合には、通知を受領した日から 30 日以内に、人民法院に対して訴えを提起することができる。」に改める。

二十二、第 33 条を第 35 条とし、次のように改める。

「予備的査定公告がなされた商標に対して異議が申し立てられた場合には、商標局は、異議申立人及び被異議申立人による事実及び理由の陳述を聴取し、調査確認を経たうえで、公告期間満了日から12か月以内に、登録を許可するか否かの決定を下し、かつ、異議申立人及び被異議申立人に書面により通知しなければならない。特段の事由があり延長を要する場合には、国务院工商行政管理部门の認可を経て、6か月延長することができる。

商標局は、登録査定を下した場合には、商標登録証を交付し、かつ、公告をする。異議申立人は、不服がある場合には、本法第44条及び第45条の規定により、商標評審委員会に対し当該登録商標の無効宣告を請求することができる。

商標局が不登録査定を下した場合において、被異議申立人は、不服があるときは、通知を受領した日から15日以内に、商標評審委員会に対して復審を請求することができる。商標評審委員会は、請求を受領した日から12か月以内に復審決定を下し、かつ、異議申立人及び被異議申立人に書面により通知しなければならない。特段の事由があり延長を要する場合には、国务院工商行政管理部门の認可を経て、6か月延長することができる。被異議申立人は、商標評審委員会の決定に対し不服がある場合には、通知を受領した日から30日以内に、人民法院に対して訴えを提起することができる。人民法院は、第三者として訴訟に参加するよう異議申立人に通知しなければならない。

商標評審委員会が前項の規定により復審を行う過程において、関係する先行権利の確定にあたり、人民法院の審理中又は行政機関の処理中である別事件の結果を根拠としなければならない場合には、審査を中断することができる。中断事由が消滅した後に、審査手続を再開しなければならない。」

二十三、第34条を第36条とし、次のように改める。

「法定期間が満了した場合において、当事者が商標局の下した拒絶査定若しくは不登録査定に対して復審を請求せず、又は商標評審委員会の下した復審決定に対して人民法院に訴えを提起しなかったとき、拒絶査定、不登録査定又は復審決定は、効力を生ずる。

審査の結果、異議が成立せずに登録が許可された商標について、商標登録出願人が商標専用権を取得する日は、予備的査定公告の3か月の期間が満了した日から起算する。当該商標の公告期間満了日から登録査定が下されるまでに、他人が同種又は類似の商品において当該商標と同一又は類似の標章を使用した行為に対しては、遡及力を有しない。但し、当該使用者の悪意により商標登録者にもたらされた損失は、賠償が与えられなければならない。」

二十四、第四章の章名を「登録商標の更新、変更、譲渡及び使用許諾」に改める。

二十五、第38条を第40条とし、次のように改める。

「登録商標の有効期間が満了した場合において、継続使用する必要があるときは、商標登録者は、期間満了前の12か月以内に規定に従い更新手続をしなければならない。この期間に手続することができない場合には、6か月の更新延長期間を与えることができる。1回の登録更新の有効期間は10年とし、当該商標の前有効期間満了の翌日から起算する。期間が満了しても更新手続をしない場合には、その登録商標を抹消する。

商標局は、登録が更新された商標について、公告をしなければならない。」

二十六、第39条を第42条として二項を加え、次のように第2項及び第3項とする。

「登録商標を譲渡する場合には、商標登録者は、自身が同種の商品において登録した類似の商標又は類似の商品において登録した同一若しくは類似の商標について、一括譲渡し

なければならない。

容易に混同を招き、又は他の悪影響を有する譲渡については、商標局は、これを承認せず、申請人に書面により通知し、かつ、理由を説明する。」

二十七、第40条を第43条とし、第3項を「自身の登録商標の使用を他人に許諾する場合には、許諾者は、その商標使用許諾を商標局に届け出なければならない、商標局がこれを公告する。商標使用許諾が届出を経していない場合には、善意の第三者に対抗することができない。」に改める。

二十八、第五章の章名を「登録商標の無効宣告」に改める。

二十九、第41条及び第43条を統合して第44条及び第45条とし、次のように改める。

「第44条 既に登録された商標が本法第10条、第11条若しくは第12条の規定に違反する場合又は詐欺的手段若しくはその他の不正手段をもって登録を取得していた場合には、商標局が当該登録商標の無効を宣告する。他の単位又は個人は、当該登録商標の無効宣告を商標評審委員会に請求することができる。

商標局は、登録商標の無効を宣告する旨の決定を下す場合には、当事者に書面により通知しなければならない。当事者は、商標局の決定に対して不服がある場合には、通知を受領した日から15日以内に、商標評審委員会に対して復審を請求することができる。商標評審委員会は、請求を受領した日から9か月以内に決定を下し、かつ、当事者に書面により通知しなければならない。特段の事由があり延長を要する場合には、国务院工商行政管理部門の認可を経て、3か月延長することができる。当事者は、商標評審委員会の決定に対し不服がある場合には、通知を受領した日から30日以内に、人民法院に対して訴えを提起することができる。

他の単位又は個人が登録商標の無効宣告を商標評審委員会に請求した場合には、商標評審委員会は、申立てを受領した後、関係当事者に書面により通知し、かつ、期限を定めて答弁を提出させなければならない。商標評審委員会は、申立てを受領した日から9か月以内に、商標登録を維持する旨又は登録商標の無効を宣告する旨の裁定を下し、かつ、当事者に書面により通知しなければならない。特段の事由があり延長を要する場合には、国务院工商行政管理部門の認可を経て、3か月延長することができる。当事者は、商標評審委員会の裁定に対し不服がある場合には、通知を受領した日から30日以内に、人民法院に対して訴えを提起することができる。人民法院は、第三者として訴訟に参加するよう、商標裁定手続の相手方当事者に通知しなければならない。

第45条 既に登録された商標が本法第13条第2項及び第3項、第15条、第16条第1項、第30条、第31条又は第32条の規定に違反する場合には、商標登録の日から5年以内に、先行権利者又は利害関係者は、当該登録商標の無効宣告を商標評審委員会に請求することができる。悪意により登録されたものについては、馳名商標所有者は、5年の期間制限を受けない。

商標評審委員会は、登録商標無効宣告の申立てを受けた後、関係当事者に書面により通知し、かつ、期限を定めて答弁を提出させなければならない。商標評審委員会は、申立てを受領した日から12か月以内に、商標登録を維持する旨又は登録商標の無効を宣告する旨の裁定を下し、かつ、当事者に書面により通知しなければならない。特段の事由があり延長を要する場合には、国务院工商行政管理部門の認可を経て、6か月延長することができる。当事者は、商標評審委員会の裁定に対し不服がある場合には、通知を受領した日から

30 日以内に、人民法院に対して訴えを提起することができる。人民法院は、第三者として訴訟に参加するよう、商標裁定手続の相手方当事者に通知しなければならない。

商標評審委員会が前項の規定により無効宣告請求に対し審査を行う過程において、関係する先行権利の確定にあたり、人民法院の審理中又は行政機関の処理中である別事件の結果を根拠としなければならない場合には、審査を中断することができる。中断事由が消滅した後に、審査手続を再開しなければならない。」

三十、第 42 条を削る。

三十一、第 46 条として次の一条を加える。「法定期間が満了した場合において、当事者が登録商標の無効を宣告する旨の商標局の決定に対して復審を請求せず、又は商標評審委員会の復審決定及び商標登録を維持する旨若しくは登録商標の無効を宣告する旨の裁定に対して人民法院に訴えを提起しなかったとき、商標局の決定又は商標評審委員会の復審決定及び裁定は、効力を生ずる。」

三十二、第 47 条として次の一条を加える。

「本法第 44 条又は第 45 条の規定により無効が宣告された登録商標は、商標局がこれを公告し、当該登録商標専用権は、初めから存在しなかったものとみなす。

登録商標の無効を宣告する旨の決定又は裁定は、無効が宣告される前に人民法院が下し、かつ、既に執行された商標権侵害事件の判決、裁定及び調停書、工商行政管理部門が下し、かつ、既に執行された商標権侵害事件の処理決定並びに既に履行された商標譲渡又は使用許諾契約に対し、遡及力を有しない。但し、商標登録者の悪意により他人にもたらされた損失は、賠償が与えられなければならない。

前項の規定により商標権侵害賠償金、商標譲渡料又は商標使用料を返還しないことが公平の原則に明らかに違反する場合には、全額又は一部返還しなければならない。」

三十三、第 48 条として次の一条を加える。

「本法において『商標の使用』とは、商標を商品、商品の包装若しくは容器及び商品取引書類において用い、又は商標を広告宣伝、展示及びその他の商業活動中に用いて商品の出所の識別に用いる行為をいう。」

三十四、第 44 条を第 49 条とし、次のように改める。

「商標登録者が登録商標を使用する過程において、登録商標、登録者の名義、住所又はその他の登録事項を自ら変更した場合には、地方工商行政管理部門が期限を定めて是正させなければならない。期間が満了して是正されない場合には、商標局がその登録商標を取り消す。

登録商標がその使用を定められた商品の通称名となった場合又は正当な理由なくして連続 3 年間使用されなかった場合には、いずれの単位又は個人も、商標局に当該登録商標の取消しを請求することができる。商標局は、請求を受領した日から 9 か月内に決定を下さなければならない。特段の事由があり延長を要する場合には、国务院工商行政管理部門の認可を経て、3 か月延長することができる。」

三十五、第 45 条を削る。

三十六、第 46 条を第 50 条とし、「登録商標が取り消され、無効宣告を受け、又は期間が満了して更新されなかった場合には、取消し、無効宣告又は抹消の日から 1 年以内に、商標局は、当該商標と同一又は類似の商標登録の出願について承認しない。」に改める。

三十七、第 47 条を第 51 条とし、同条中「併せて過料に処することができる」を「違法経

営額が5万元以上である場合には違法経営額の100分の20以下の過料に処することができ、違法経営額がない場合又は違法経営額が5万元未満である場合には1万元以下の過料に処することができる。」に改める。

三十八、第48条を第52条とし、「未登録の商標を登録商標と偽って使用した場合又は未登録の商標を使用して本法第10条の規定に違反した場合には、地方工商行政管理部門がこれを差し止め、期限を定めて是正させ、かつ、公表をすることができる。違法経営額が5万元以上である場合には違法経営額の100分の20以下の過料に処することができ、違法経営額がない場合又は違法経営額が5万元未満である場合には1万元以下の過料に処することができる。」に改める。

三十九、第53条として次の一条を加える。

「本法第14条第5項の規定に違反する場合には、地方工商行政管理部門が是正を命じ、10万元の過料に処する。」

四十、第49条を第54条とし、「商標局による登録商標を取り消す旨の決定又は取り消さない旨の決定に対し、当事者は、不服がある場合には、通知を受領した日から15日以内に、商標評審委員会に対して復審を請求することができる。商標評審委員会は、請求を受領した日から9か月以内に決定を下し、かつ、当事者に書面により通知しなければならない。特段の事由があり延長を要する場合には、国务院工商行政管理部門の認可を経て、3か月延長することができる。当事者は、商標評審委員会の決定に対し不服がある場合には、通知を受領した日から30日以内に、人民法院に対して訴えを提起することができる。」に改める。

四十一、第55条として次の一条を加える。

「法定期間が満了した場合において、当事者が商標局の下した登録商標取消決定に対して復審を請求せず、又は商標評審委員会の下した復審決定に対して人民法院に訴えを提起しなかったとき、登録商標取消の決定又は復審決定は、効力を生ずる。

取り消された登録商標は、商標局が公告をし、当該登録商標専用権は、公告の日をもって終了する。」

四十二、第50条を削る。

四十三、第52条を第57条とし、第(一)号を第(一)号及び第(二)号の二号として、次のように改める。

「(一) 商標登録者の許諾を経ずに、同種の商品においてその登録商標と同一の商標を使用したとき。

(二) 商標登録者の許諾を経ずに、同種の商品においてその登録商標と類似の商標を使用し、又は類似の商品においてその登録商標と同一若しくは類似の商標を使用し、容易に混同を招くとき。」

第(六)号として次の一号を加える。

「(六) 他人の商標専用権を侵害する行為に対して故意に便宜を供与し、他人が商標専用権侵害行為を実施するのを幫助したとき。」

四十四、第58条として次の一条を加える。

「他人の登録商標又は未登録の馳名商標を企業名称中の屋号として使用し、公衆を誤導し、不正競争行為を構成する場合には、『中華人民共和国反不正競争法』により処理する。」

四十五、第59条として次の一条を加える。

「登録商標中に含まれる当該商品の通称名、図形、型番並びに商品の品質、主要原料、機能、用途、重量、数量及びその他の特徴をそのまま表示したもの、又は含まれる地名について、登録商標専用権者は、他人が正当に使用するのを禁止する権利を有しない。

立体標章の登録商標中に含まれる、商品自体の性質により生じた形状、技術的効果を獲得するために必要とされる商品形状又は商品をして実質的価値を有せしめる形状について、登録商標専用権者は、他人が正当に使用するのを禁止する権利を有しない。

商標登録者が商標登録を出願する前に、他人が既に同種の商品又は類似の商品において商標登録者よりも先に登録商標と同一又は類似で、かつ、一定の影響を有する商標を使用していた場合には、登録商標専用権者は、当該使用者がもともと使用していた範囲内において当該商標を引き続き使用することを禁止する権利を有しない。但し、適当な区別表示を加えるよう当該使用者に要求することができる。」

四十六、第53条を第60条とし、次のように改める。

「本法第57条に掲げる登録商標専用権侵害行為のいずれかがあり、紛争を引き起こした場合には、当事者が協議により解決する。協議を望まず、又は協議が不調であった場合には、商標登録者又は利害関係者は、人民法院に対して訴えを提起することも、工商行政管理部門に対して処理を請求することもできる。

工商行政管理部門は、処理の際に、権利侵害行為が成立すると認定した場合には、権利侵害行為を直ちに停止するよう命じ、権利侵害商品並びに権利侵害商品の製造及び登録商標標識の偽造に主として用いられる工具を没収及び廃棄する。違法経営額が5万元以上である場合には違法経営額の5倍以下の過料に処することができ、違法経営額がない場合又は違法経営額が5万元未満である場合には25万元以下の過料に処することができる。5年以内に2回以上の商標権侵害行為を実施した場合又はその他重大な情状がある場合については、重きに従い処罰しなければならない。登録商標専用権を侵害しているとは知らない商品を販売した場合において、当該商品は自己が適法に取得したことを証明し、かつ、提供者を説明することができるときは、工商行政管理部門が販売停止を命ずる。

商標専用権侵害の賠償金額に係る紛争について、当事者は、処理を行う工商行政管理部門に対して調停を請求することも、『中華人民共和国民事訴訟法』により人民法院に対して訴えを提起することもできる。工商行政管理部門の調停を経て、当事者が合意を達成せず、又は調停書の発効後にこれを履行しない場合には、当事者は、『中華人民共和国民事訴訟法』により、人民法院に対して訴えを提起することができる。」

四十七、第55条を第62条とし、第1項第(二)号中の「帳簿」を「账簿」に改める²。

第3項として次の一項を加える。

「商標権侵害事件の調査処理過程において商標の権利帰属に争いがある場合又は権利者が同時に人民法院に対して商標権侵害訴訟を提起した場合には、工商行政管理部門は、事件の調査処理を中断することができる。中断事由が消滅した後に、事件調査処理手続を再開又は終結しなければならない。」

四十八、第56条第1項及び第2項を第63条とし、次のように改める。

「商標専用権侵害に係る賠償金額は、権利者が権利を侵害されたことにより受けた実損に従って確定する。実損の確定が困難である場合には、権利侵害者が権利侵害により獲得

² 訳注：中国語表記上の問題であって、意味への影響はない。

した利益に従って確定することができる。権利者の損失又は権利侵害者の獲得した利益の確定が困難である場合には、当該商標の許諾使用料の倍数を参照して合理的に確定する。悪意により商標専用権を侵害し、情状が重大であるものについては、上記方法に従って確定した金額の相当額以上3倍以下において賠償金額を確定することができる。賠償金額には、権利者が権利侵害行為を差し止めるために支払った合理的な支出を含まなければならない。

人民法院は、賠償金額を確定するため、権利者が既に力を尽くして挙証したものの、権利侵害行為に関連する帳簿及び資料が主として権利侵害者の掌握下にある場合には、権利侵害行為に関連する帳簿及び資料を提供するよう権利侵害者に命ずることができる。権利侵害者が帳簿若しくは資料を提供しない場合又は虚偽の帳簿若しくは資料を提供した場合には、人民法院は、権利者の主張及び提供された証拠を参照して賠償金額を判定することができる。

権利者が権利を侵害されたことにより受けた実損、権利侵害者が権利侵害により獲得した利益及び登録商標許諾使用料の確定が困難である場合には、人民法院が権利侵害行為の情状に基づき300万元以下の賠償を与える判決を下すことができる。」

四十九、第64条として一条を加え、第1項を「登録商標専用権者が賠償を請求した場合において、登録商標専用権者の登録商標不使用をもって被疑侵害者が抗弁を申し立てたときは、人民法院は、直近3年以内に当該登録商標を実際に使用した証拠を提供するよう登録商標専用権者に要求することができる。登録商標専用権者が直近3年以内に当該登録商標を実際に使用していたことを証明することができず、権利侵害行為によりその他の損失を受けたことも証明することができない場合には、被疑侵害者は、賠償責任を負わない。」とする。

第56条第3項を第64条第2項とし、「登録商標専用権を侵害しているとは知らない商品を販売した場合において、当該商品は自己が適法に取得したことを証明し、かつ、提供者を説明することができるときは、賠償責任を負わない。」に改める。

五十、第57条を第65条とし、「商標登録者又は利害関係者は、自身の登録商標専用権に対する侵害行為を他人が実施しており、又は間もなく実施し、遅滞なく差止めをしなければ自身の適法な権益に回復困難な損害をもたらしうることを証明する証拠を有する場合には、関係行為の停止命令及び財産保全の措置を講ずるよう法により提訴前に人民法院に対して申し立てることができる。」に改める。

五十一、第58条を第66条とし、「権利侵害行為を差し止めるため、証拠について滅失のおそれがある場合又は以後の取得が困難である場合には、商標登録者又は利害関係者は、証拠を保全するよう法により提訴前に人民法院に対して申し立てることができる。」に改める。

五十二、第68条として次の一条を加える。

「商標代理機構に、次に掲げる行為のいずれかがある場合には、工商行政管理部門が期限を定めて是正するよう命じ、警告を与え、1万元以上10万元以下の過料に処する。直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対しては警告を与え、5千元以上5万元以下の過料に処する。犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追及する。

(一) 商標に係る事項の処理の過程において、法律文書、印章若しくは署名を偽造若しくは変造し、又はそれらを使用する行為

(二) その他の商標代理機構を誹謗中傷する等の手段にて商標代理業務の受注を図る行為又はその他の不正手段にて商標代理市場の秩序を攪乱する行為

(三) 本法第19条第3項又は第4項の規定に違反する行為

商標代理機構に前項所定の行為があった場合には、工商行政管理部門が信用档案に記入する。情状が重大である場合には、商標局及び商標評審委員会は、更に当該機構が取り扱う商標代理業務の受理を停止する旨を決定し、公告をすることができる。

商標代理機構は、信義誠実の原則に違反し、委託者の適法な利益を侵害した場合には、法により民事責任を負わなければならない、かつ、商標代理業界組織が規約の規定に従い懲戒をする。」

五十三、第62条を第71条とし、同条中「行政処分」を「処分」に改める。

本決定は、2014年5月1日から施行する。

「中華人民共和国商標法」は、本決定に基づいて相応の改正をし、かつ、条文の順序に対し相応の調整をして新たに公布する。

(法令原文名称：关于修改《中华人民共和国商标法》的决定)